

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和5年（行情）濟問第873号

事件名：特定期間に作成された幹部検察官及び最高検察庁検事の生年月日一覧表等の不開示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和5年11月20日（月）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎4階
TEL 03-5501-1723
FAX 03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

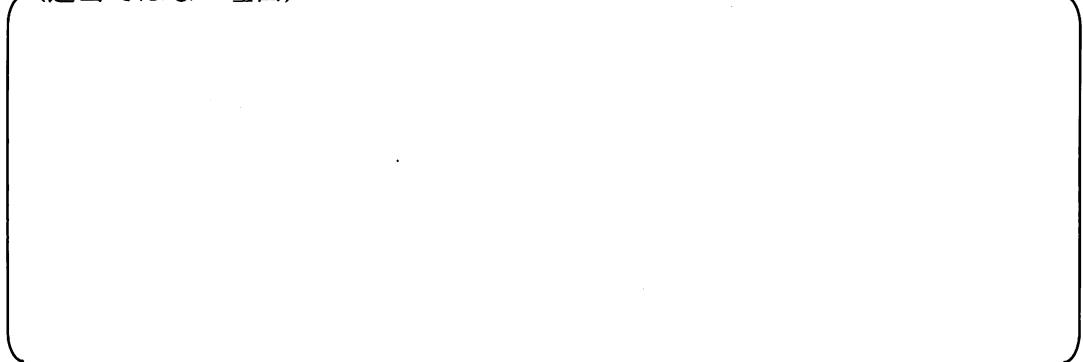
(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

差支えがない。

適当ではない。

(適当ではない理由)



諮詢庁：法務省
理由説明書

第1 本件審査請求に係る行政処分

本件審査請求に係る行政処分は、「(1)人事の決裁者が法務大臣となっている幹部検察官、及び最高検察庁の検事の生年月日の一覧表（令和5年4月1日以降に作成したもの）、(2)令和5年4月以降につき、法務・検察幹部名簿の作成を取りやめた理由が書いてある文書及び(3)令和5年4月以降につき、従前とは異なる形式で検事期別名簿を作成するようになった理由が書いてある文書」の開示請求に対し、該当する行政文書を保有していないため、不開示とする決定（以下「原処分」という。）を行ったものである。

第2 原処分の妥当性

1 法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿について

法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿は、当初、人事担当者が人事異動を策定することを目的として作成していたものであるが、当該文書は毎年4月に作成し、その後は職員に異動がある都度常に作成していたものではない上、記載内容も人事記録に記載されている内容を便宜的に一覧の形に羅列しているだけで、現状では、人事異動を策定する際は、主に人事記録により職員の配置状況を確認した上でこれを行っており、本件各文書は、その参考に資するものという位置付けにとどまるものである。

2 法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿の取扱変更について

このような中、法務・検察幹部名簿については、職員に異動がある都度作成されている幹部名簿（生年月日の記載がないもの）が別に存在しており、別途法務・検察幹部名簿を作成する必要性が乏しくなったので、令和5年1月を最後に作成を取り止めている。

また、検事期別名簿についても、上述のとおり、人事異動策定時のいわば参考（補助的）資料であることから、令和5年4月作成分から、不要な情報を削除するなど、必要最小限の記載

内容に変更している。

このように、いずれの文書の変更等についても、参考程度に用いていた文書の変更等であることから、上司に対して、口頭での説明・了解を得て行われたものであり、当該変更等に係る経緯は文書で作成していない。

第3 結論

以上のことから、処分庁においては本件対象文書を保有していないものであり、また、本件対象文書を保有していないことに不合理な点はない。

よって、処分庁として本件対象文書を保有している事実は認められず、原処分維持が相当である。

以上

電子メールによる意見書等の提出方法について（御案内）

意見書、資料及び「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出することができます。

電子メールで提出する場合は、以下の方法により御提出ください。（以下の方法に反して提出された場合は、意見書等として受け付けることができませんので、御留意ください。）

1 提出先電子メールアドレス

jyouhoukoukaishinsa1@soumu.go.jp

注：電子メールの誤送信等については対応いたしかねますので、お間違えのないよう御注意ください。

2 件名及び本文の記載について

件名：令和〇年（〇〇） 諮問第〇号に対する意見書

（※↑上記【令和〇年（〇〇） 諮問第〇号】は「諮問番号」といい、あなたの審査請求に付された固有の番号になります。同封している書面「理由説明書の写しの送付及び意見書の提出の求めについて」の中程にある「1 諮問事件」欄に記載されておりますので、御確認ください。）

本文：（1）審査請求人氏名

（2）代理人氏名（選任されている場合に限る。）

（3）今後の審査会発出の文書について、電子メールでの送付を希望する／しない（※いずれかを記載）

（4）「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」の回答

（※同封した用紙に回答を記入し、PDFファイルとして提出することも可能です。PDFファイルを提出される場合は、メール本文への記載は不要です。）

注1：電子メールでの送付を希望された方に対しては、以後、当審査会が発する文書は全て電子メールにより送付します。希望されない方には、郵送により送付します。最初に電子メールでの送付を希望された場合、途中で郵送による送付への変更はできませんので御注意ください。

注2：メールはテキスト形式（文字データのみ）で作成してください。

3 意見書のファイル形式について

意見書は、あなたの主張を正確に把握する観点から、誤編集防止のため、PDFファイルで提出してください。

P D F ファイル名は、「令和〇年（〇〇） 諒問第〇号に対する意見書」としてください。

そのほかのファイル形式や電子メール本文への記載により提出された場合は、意見書として受け付けることはできません。

4 資料のファイル形式について

意見書と合わせて提出したい資料も、P D F ファイルで提出してください。

P D F ファイル以外の資料（動画、音声データ等）がある場合は、当該データを保存したC D – R等を持参又は郵送して提出してください。

なお、提出する資料には「令和〇年（〇〇） 諒問第〇号に対する参考資料」などと明記してください。

5 受信可能な添付ファイルの容量について

当審査会で受信可能な添付ファイルの容量は、合計9 M B ですので、同容量を超えないように御留意ください。合計9 M B を超える場合は、添付ファイルを分割して御提出いただか、C D – R等に保存して御提出ください。

6 個別の諒問事件に関するお問合せについて

上記1の電子メールアドレスは意見書等の文書の送受信専用であり、個別の諒問事件に関するお問合せをいただいても回答することはできませんので御了承ください。